社会福祉法人**○○会**　役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

**（参考例）**

(目的及び意義)

第１条　この規程は、社会福祉法人**〇〇会**（以下「この法人」という。）の定款**第〇条**及び**第〇条**の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、定款**第〇条**に基づき置かれる理事及び監事をいう。

(2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。

(3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(4) 評議員とは、定款**第〇条**に基づき置かれる者をいう。

(5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第１項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。

(6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第３条　役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

(1) 常勤理事　　　報酬（賞与、退職慰労金を含む）

(2) 非常勤の役員　報酬

(3) 評議員　　　　報酬

２　この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

|  |
| --- |
| 社会福祉法施行規則第2条の42に規定する「理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分」とは、常勤役員、非常勤役員の報酬の別等をいい、例えば、常勤理事への月額報酬、非常勤理事への理事会等出席の都度支払う日当等（日当が交通費実費額を超える場合は報酬等に該当）をいいます。 |

※役員が無報酬の場合

第３条　役員の報酬は無報酬とする。

|  |
| --- |
| 　定款で無報酬と定めた場合については、支給基準を別途策定する必要はありません。一方、定款で報酬を定めているが、評議員会の決議によって無報酬と定める場合については、別途支給基準を策定する必要があります。 |

（報酬等の額の算定方法）

第４条　評議員には、定款**第○条**で定める金額の範囲内で、報酬を支給するこができる。

２　個々の評議員の報酬は、別表１に定める額とする。

３　この法人の全理事の報酬総額は、年間**〇〇万円**以内とする。

４　この法人の全監事の報酬総額は、年間**〇〇万円**以内とする。

５　この法人の常勤理事の報酬月額、賞与及び退職慰労金は、別表２に定める額とする。

６　各々の常勤理事の報酬月額は、常勤理事俸給表のうちから、評議員会の承認を得て決めるものとする。

７　非常勤役員に対する報酬は、別表３に定める額とする。

８　計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

|  |
| --- |
| 「報酬等の額の算定方法」とは、報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数等により構成される基準等をいい、どのような過程を経てその額が算定されたか、法人として説明責任を果たすことができる基準を設定する必要があります。評議員会が役職に応じた一人当たりの上限額を定めた上で、各理事の具体的な報酬金額については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するといった規定は、許容されます（国等他団体の俸給表等を準用している場合、準用する給与規程（該当部分の抜粋も可）を支給基準の別紙と位置づけ、支給基準と一体のものとして所轄庁に提出してください。）。「評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において決定する。」という規定や単に「職員給与規程に定める職員の支給基準に準じて支給する。」というだけの規定は認められません。退職慰労金については、退職時の月例報酬に在職年数に応じた支給率を乗じて算出した額を上限に各理事については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するという方法も許容されます。なお、いずれの報酬につきましても、不当に高額なものとならないよう支給の基準を定める必要があります。 |

(費用弁償)

第５条　この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

２　常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。

３　役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

|  |
| --- |
| 交通費等の実費相当分は報酬に含まれず、費用弁償の規定は報酬等の支給の基準の必須項目ではありません。なお、名称（「車代」等）にかかわらず、実質的に報酬に該当するものは、支給基準の対象となります。 |

(支給の方法)

第６条　常勤役員の報酬等及び費用(旅費を除く。)は、毎月**〇日**に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

２　非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度支払う。

|  |
| --- |
| 「支給の方法」とは、支給の時期（毎月か出席の都度か、各月または各年のいつ頃か）や支給の手段（銀行振込みか現金支給か）等をいいます。 |

（支給の形態）

第７条　報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

２　報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

|  |
| --- |
| 「支給の形態」とは、現金･現物の別等をいいます。ただし、「現金」「通貨」といった明示的な記載がなくとも、報酬額につき金額の記載しかないなど金銭支給であることが客観的に明らかな場合は、「現金」等の記載は特段なくても差し支えありません。 |

(公表)

第８条　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

|  |
| --- |
| 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額（職員としての給与も含む。）については、平成29 年度以降の現況報告書に記載の上、公表する必要があります。 |

(改廃)

第９条　この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(細則)

第10条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に細則で定めるものとする。

附則

この規程は平成29年**○月○日**(定時評議員会の議決日)から施行する。

別表１（評議員の報酬）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 日　額 |
| 評議員会への出席 | **○○円** |
| 上記の他、法人・施設業務のための出勤 | **○○円** |

* 定款に定める総額を超えることはできないことに留意すること。

別表２（常勤理事の報酬等）

（１）月額報酬

|  |  |
| --- | --- |
| 役職名 | 月　額 |
| 理事長 | **○○円** |
| 業務執行理事 | **○○円** |
| 理事 | **○○円** |

（２）賞与

|  |  |
| --- | --- |
| **○月**の賞与 | **報酬月額×○か月分** |
| **△月**の賞与 | **報酬月額×○か月分** |

（３）退職慰労金

|  |
| --- |
| **最終報酬月額×在任年数×○%（係数）** |

* **上記在任年数は１か年単位とし、端数は月割りとし、1か月未満は切り上げる。**

別表３（非常勤役員の報酬）

（１）理事

|  |  |
| --- | --- |
|  | 日　額 |
| 理事会等会議への出席 | **○○円** |
| 上記の他、法人・施設業務のための出勤 | **○○円** |

* 評議員会で定める総額を超えることはできないことに留意すること。

（２）監事

|  |  |
| --- | --- |
|  | 日　額 |
| 監事監査等への出席 | **○○円** |
| 理事会、評議員会等会議への出席 | **○○円** |
| 上記の他、法人・施設業務のための出勤 | **○○円** |

* 評議員会で定める総額を超えることはできないことに留意すること。

|  |
| --- |
| （参考）役員等の報酬等の支給の基準に関する法令及び厚生労働省通知* 社会福祉法から抜粋。

（報酬等）第四十五条の三十五　社会福祉法人は、理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。２　前項の報酬等の支給の基準は、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。３　社会福祉法人は、前項の承認を受けた報酬等の支給の基準に従つて、その理事、監事及び評議員に対する報酬等を支給しなければならない。* 社会福祉法施行規則から抜粋。

（報酬等の支給の基準に定める事項）第二条の四十二法第四十五条の三十五第一項に規定する理事、監事及び評議員（以下この条において「理事等」という。）に対する報酬等（法第四十五条の三十四第一項第三号に規定する報酬等をいう。以下この条において同じ。）の支給の基準においては、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。* 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」（平成28年11月11日付厚生労働省社会・福祉援護局福祉基盤課 事務連絡）から抜粋。

(5) 理事、監事及び評議員に対する報酬等支給基準・理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならないこととしている（法第45条の35第1項）。なお、この報酬等の支給の基準は、評議員会の承認を受けるとともに（法第45条の35第2項)、公表しなければならない（法第59条の2第1項第2号）。・具体的には、以下①から④のとおり、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項である（施行規則第2条の42）。・なお、無報酬とする場合には、その旨役員等報酬基準に定めることとなる。① 役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分・常勤・非常勤別に報酬を定めること。【補足】例えば、常勤理事への月額報酬、非常勤理事への理事会等出席の都度支払う日当等（日当が交通費実費額を超える場合は報酬等に該当）② 報酬等の金額の算定方法(a) 報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過程を経てその額が算定されたか、法人として説明責任を果たすことができる基準を設定すること。(b) 評議員会が役職に応じた一人当たりの上限額を定めた上で、各理事の具体的な報酬金額については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するといった規定は、許容される（国等他団体の俸給表等を準用している場合、準用する給与規程（該当部分の抜粋も可）を支給基準の別紙と位置づけ、支給基準と一体のものとして所轄庁に提出すること。）。(c) 評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において決定するという規定や単に職員給与規程に定める職員の支給基準に準じて支給するというだけの規定は、どのような算定過程から具体的な報酬額が決定されるのかを第三者が理解することは困難であり、法人として説明責任を果たすことができないため、認められない。(d) 退職慰労金については、退職時の月例報酬に在職年数に応じた支給率を乗じて算出した額を上限に各理事については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するという方法も許容される。③ 支給の方法・支給の方法とは、支給の時期（毎月か出席の都度か、各月または各年のいつ頃か）や支給の手段（銀行振込みか現金支給か）等をいう。④ 支給の形態・支給の形態とは、現金･現物の別等をいう。ただし、「現金」「通貨」といった明示的な記載がなくとも、報酬額につき金額の記載しかないなど金銭支給であることが客観的に明らかな場合は、「現金」等の記載は特段なくても差し支えない。(6) 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額の公表・理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額（職員としての給与も含む。）については、平成29 年度以降の現況報告書に記載の上、公表すること。* 「『社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について』に関するFAQ」（平成28年11月11日付厚生労働省社会・福祉援護局福祉基盤課 改訂通知）から抜粋。

問45 交通費は支給基準を定める必要がある報酬に含まれるのか。（答）１　交通費の実費相当分は報酬に含まれない。なお、名称（「車代」等）にかかわらず、実質的に報酬に該当するものは、支給基準の対象とする必要がある。問46 報酬等の支給基準を定めることとされているが、これは、非常勤理事や評議員に対して報酬を支給しなければならないということを意味するのか。（答）１　社会福祉法人の報酬等が、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与や社会福祉法人の経理状況等に照らし、不当に高額な場合には、法人の公益性・非営利性の観点から適当ではない。このため、理事等に対する報酬等が不当に高額なものとならないよう支給の基準を定めることとしている（法第45 条の35 第１項）。２　報酬等の支給基準の策定は、報酬等の支給を義務付ける趣旨ではなく、無報酬でも問題ない。その場合は、報酬等の支給基準において無報酬である旨を定めることになる。問47 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額については、職員としての給与も含めて公表することとしているが、職員給与を受けている理事が１名しかいない場合、当該理事の職員給与額が実質的に特定されることがあるが、このような場合であっても、公表する必要があるのか。（答）１　社会福祉法人の財務規律の確立、事業運営の透明性の確保の観点から、役員報酬等の総額を公表することは重要である。２　他方、個人情報の保護の観点から、職員給与を受けている理事が１名の場合であって、個人の職員給与が特定されてしまう場合には、職員給与の支給を受けている理事がいる旨明記した上で、職員給与の支給を当該理事の職員給与額を含めずに役員報酬等の総額を公表することとして差し支えない。* 「社会福祉法人に対する指導監査に関するQ&A（vol.３）の送付について」（平成30年4月16日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課 事務連絡）から抜粋。

問２ 役員及び評議員の報酬について、定款で無報酬と定めた場合についても、役員報酬基準を策定し、無報酬である旨を定める必要はあるのか。（答）役員及び評議員の報酬については、無報酬とすることも認められ、その場合には、原則として、報酬等の額や報酬等の支給基準を定めるときに無報酬である旨を定めることになるが、定款において無報酬と定めた場合については、法令により公表が義務づけられた定款により無報酬であることが確認できるため、支給基準を別途策定する必要はない。一方、役員の報酬等について、評議員会の決議によって定める場合については、別途支給基準を策定する必要がある。* 「社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に係る事務の取扱いについて」（平成28年11月11日付厚生労働省社会・福祉援護局福祉基盤課 事務連絡）から抜粋。

問18 定款において定めが必要である評議員の報酬等の額については、一人あたりの報酬等の額を定めてもよいのか。（定款例第8条関係）（答）１　可能である。その場合、「一人あたりの各年度の総額が○○○○○○円を超えない範囲で」と規定すること。問19 理事又は監事の報酬等について、定款例のように別途評議員会で定めることとせず、定款において定める場合、どのように記載すべきか。（定款例第21条関係）（答）１　評議員の報酬等と同様に総額の範囲について定めることが適当である。 |